

日時 令和7年8月7日 16時30分
場所 キングアンバサダーホテル

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

別添1「令和7事務年度 熊谷署職員名簿」

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、○は課長補佐・総括上席を表しています。

(2) 関東信越国税局管内における主な広域運営について

(総務課)

別添2「令和7事務年度における広域運営等対象署一覧表」

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷税務署の右側各欄に記載されていますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

(3) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について

(管理運営)

- ・ 申告書の発送日 令和7年7月31日(木)
- ・ 申告期限及び納期限 令和7年9月1日(月)
- ・ 口座振替日 令和7年9月29日(月)

中間申告書の発送日、申告期限等は上記のとおりです。

現金納付の方は、9月1日(月)までに納付いただくようご指導願います。

振替納税をご利用の方は、9月29日(月)にご指定の口座から引き落としさせていただきますので、前日までに残高の確認をしていただくよう周知をお願いします。

なお、振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付をまだご利用でない関与先がございましたら、ぜひご利用をお勧めくださいますようお願いいたします。

(4) 納税者への納付指導の協力要請について

(徴収部門)

日頃から、期限内納付に関する広報・周知及び関与先への納付指導の実施について御協力をいただいております。誠にありがとうございます。

例年お願いしているところですが、会員の皆様による関与先への納付指導を行う際に、より具体的な納付指導が行えるように、次のとおり指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシ等を整備しておりますので、これらを活用した納付指導を行っていただきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添3 「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

別添4 「消費税の期限内納付のために、計画的な納付資金の積み立てを！」

別添5 「納付指導・相談チェック表」

別添6 「予納制度を利用した納税のご案内」

別添7 「国税の納付にはダイレクト納付がおすすめです！」

【リーフレット掲載場所】

国税庁ホームページ > 税の情報・手続・用紙 > 税理士に関する情報
> 税理士関係法令等・Q&A > 滞納の未然防止関係様式等

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#tainouboushi>



(5) 相続税e-Taxの利用促進について

(資産課税部門)

国税庁では「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定し、利用者の更なる利便性向上を図りつつ、オンライン利用率の引き上げに取り組んでいくこととしています。

令和7年10月に予定している基本計画改定では、相続税e-Taxについて、令和7年度において63.0%のオンライン利用率を目指すことから、利用率向上に向け、一層の取組を進めていく必要があると考えております。

税理士の皆様からのご意見を踏まえ、利便性は年々向上しており、全国における相続税e-Taxの利用率については、令和3年度末から令和6年度末までの3年間で、2倍に増加している状況にあります(別添8)。

相続税申告は、税理士関与割合が高いことから、税理士の皆様に相続税e-Taxを積極的に利用いただくことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(6) 法人税申告におけるALL e-Taxの推進

(法人課税部門)

法人税申告のe-Tax利用件数は、年々増加しており、速報値ベースではありますが、令和6年度の利用率は、89.1% (熊谷署管内では86.9%) と約9割の申告がe-Taxで提出されています。

また、e-Taxで提出された法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表など申告に添付すべき書類がe-Taxで提出された割合は67.7% (熊谷署管内では68.7%) となり、すでに4社に3社がALL e-Tax となっています。

添付書類を書面により提出されている先生につきましては、別添9「e-Tax申告法人の4社に3社がALL e-Taxです!!」のとおり、引き続き個別に利用のお願いをさせていただきたく予定ですのでご承知おきください。

(7) 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

(法人課税部門)

事業者のデジタル化、会計・経理のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、e-Taxの利用に加え、キャッシュレス納付等の利用推進をお願いしているところです。

特に、源泉所得税については、その納付等の機会が多いところであり、別添10「ダイレクト納付で業務効率化!」のとおり、ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付の利用をご案内しています。

今後、個別に利用のお願いをさせていただくことがありますが、その際は、関与先の利用促進へのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

5 県税事務所からの連絡事項

令和7年度個人事業税の定期課税について

【納税通知書の発送】 令和7年8月1日(金)

【第1期の納期限】 令和7年9月1日(月)

【第2期の納期限】 令和7年12月1日(月)

納期限までに納付いただくよう、関与先への御指導をお願いします。

納税通知書に印刷された「地方税統一QRコード(eL-QR)」を読み取ることで納付できるスマートフォン決済アプリや、パソコンやスマートフォンで「地方税お支払サイト」にアクセスしてクレジットカードやインターネットバンキングによる納付もできるなど、様々な納付方法が選択できます。